平成２１年（フ）第４０４号
高知県香南市夜須町夜須川1550番地２、申立時住所高知市介良乙1155番地３　城の前アパート１号
債務者　笹　　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１９号
高知県吾川郡いの町長沢123番地３
債務者　山中　良治
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２０号
高知県吾川郡いの町長沢123番地３
債務者　山中　恭子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３５号
高知県南国市大埇甲1114番地２　レオパレススイレン109号
債務者　澤本　正達
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４７号
高知県南国市小籠１丁目３番13号
債務者　岩下　美穂
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５１号
高知市朝倉東町34番２号
債務者　中根　太地
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５４号
高知市一宮西町３丁目８番15号　アーロニッタⅡ―301号
債務者　入野　賢次
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２０号
宮崎市吉村町堂ノ後甲2642番地５
債務者　蛯子　正宣
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３４号
宮崎県西臼杵郡五ケ瀬町大字鞍岡4236番地
債務者　花田　秀義
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１４４号
宮崎県日向市亀崎３丁目４番地
債務者　阿部　　宝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１６２号
宮崎県延岡市野地町４丁目3892番地５
債務者　石井　尚子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３１０号
奈良市六条西３丁目26番２―401号
債務者　勝田　照美（旧姓池原）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１１０号
沖縄県沖縄市美里４丁目21番Ｂ―304号　美里市営住宅
債務者　上地　安幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２９５号
青森県下北郡大間町大字大間字大間平37番地401　須藤アパート１号
債務者　蛸島　幸江
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
青森市松原２丁目３番20号　フィル松原205号
債務者　青木きぬ子こと　金　　光連
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３１９７号
名古屋市中村区向島町５丁目28番地の８　シティファミリー向島Ａ棟401号
債務者　古田　節子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９号
松江市西尾町493番地１
債務者　井上　誠三
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
松江地方裁判所民事部